

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開（平成30年度下半期分）

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位：円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位：円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府県所 管の区分
結核予防会	専門家等の派遣経費	5,852,901		※2		公財	国所管
国際湖沼環境委員会	研修参加費	4,008,960		2018/11/22 2018/12/27 2019/01/24		公財	国所管
地球環境戦略研究機関	専門家等の派遣経費	4,800,000		※2		公財	国所管
日本生産性本部	旅費・交通費	371,628		2019/01/24 2019/02/21		公財	国所管
日本生産性本部	専門家等の派遣経費	2,412,000		※2		公財	国所管
全日本柔道連盟	専門家等の派遣経費	1,202,666		※2		公財	国所管
地球環境センター	謝礼金等	101,228		2019/3/7		公財	国所管
青年海外協力協会	研修参加費等	1,030,410		2018/12/06 2019/2/21		公社	国所管
青年海外協力協会	研修実地経費	400,000		2018/11/1 2019/03/14		公社	国所管
青年海外協力協会	専門家等の派遣経費	215,601,075		※2		公社	国所管
日本水道協会	専門家等の派遣経費	137,142		※2		公社	国所管
日本水道協会	謝礼金等	113,868		2019/1/30		公社	国所管

※1:公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」
※2:専門家等の派遣経費の支出決定日は個人ごとに異なるが、原則として四半期毎に支払われている。